

(趣旨)

第1条 この規則は、長野県地方税滞納整理機構事務局設置条例（平成23年長野県地方税滞納整理機構条例第5号）に規定する事務局の組織及び職務に関し必要な事項を定めるものとする。

(課の設置)

第2条 事務局の事務を分担処理するため、次の各号に掲げる課を設置する。

- (1) 総務課
- (2) 徴収第一課
- (3) 徴収第二課

(課の分掌事務)

第3条 前条の課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 総務課

- ア 広域計画に関すること。
- イ 職員の人事に関すること。
- ウ 予算の編成及び執行に関すること。
- エ 事務局の庶務に関すること。
- オ 広報に関すること。
- カ 文書及び例規に関すること。
- キ 情報公開及び個人情報保護に関すること。
- ク 行政不服審査に関すること。（審理手続に関することを除く。）
- ケ 関係団体との連絡調整に関すること。
- コ 議会、行政委員会に関すること。
- サ 選挙に関すること。
- シ 他課の所管に属さないこと。

(2) 徴収第一課

- ア 徴収業務の企画に関すること。
- イ 滞納処分及びこれに関連する事務（以下「滞納処分等」という。）に関すること。（徴収第二課の所管に属するものを除く。）
- ウ 構成団体の滞納整理に関する個別相談に関すること。（徴収第二課の所管に属するものを除く。）
- エ 徴収業務に係る統計に関すること。
- オ 電算システムに関すること。
- カ 行政不服審査（徴収第二課が所管する滞納処分等に限る。）に係る審理手続に関すること。

- キ 所管する滞納処分等の訴訟に関すること。
- ク その他徴収業務に関するもののうち徴収第二課の所管に属さないこと。

(3) 徴収第二課

- ア 滞納処分等に関すること。
- イ 徴収業務に係る研修に関すること。
- ウ 構成団体の滞納整理に関する個別相談に関すること。
- エ 行政不服審査（徴収第一課が所管する滞納処分等に限る。）に係る審理手続に関すること。
- オ 所管する滞納処分等の訴訟に関すること。

(職及び職務)

第4条 次の表の左欄に掲げる組織に同表の中欄に掲げる職を置き、上司の命を受けて同表の右欄に掲げる職務を行う。

組織	職	職務
事務局	事務局長	事務局の事務の掌理及び所属職員の指揮監督
	出納員	地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第3項に規定する職務
課	課長	課の事務の掌理及び所属職員の指揮監督
	担当係長	課長が指定する特定の事務の分掌
	主査	高度の知識経験に基づき困難な業務を行う職務
	主任	高度の知識経験を必要とする業務を行う職務
	主事	一般的な業務を行う職務
	現金取扱員	出納員の指定する現金の収納

(雑則)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成23年3月31日までの間は、第2条及び第3条の規定にかかわらず、事務局に総務課を設置し、その所管事務は、長野県地方税滞納整理機構規約附則第2項に規定する準備行為に係るものとする。

附 則（平成28年3月22日規則第8号）

(施行期日)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。